

(別紙)

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容について同意する場合は「定期報告書」のチェックボックスにチェックを入れてください。

家畜伝染病予防法第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づく定期報告に係る

個人情報の取扱いについて

都道府県は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「家伝法」という。）第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づき報告された定期報告書等に記載された個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び関係法令に基づき適正に管理し、定期の報告に係る業務のために利用します。

また、都道府県は、家伝法第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づき報告された個人情報を、個人情報保護法及び関係法令に基づき適正に管理し、また、農林水産省へ第三者提供した上で、同省が運用する飼養衛生管理支援システムを利用して定期の報告に係る業務を行うとともに、必要最低限度の範囲内において家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る業務（家きん及び豚等における飼養衛生管理基準の自己点検に関する業務、病性鑑定（発生速報、月報等を含む。）に関する業務、豚熱予防的ワクチンの接種状況の報告に関する業務等をいう。以下同じ。）に利用します。

農林水産省は、提供を受けた個人情報を個人情報保護法及び関係法令に基づき適正に管理し、家畜の伝染性疾病の発生委防及びまん延防止に係る業務のために利用します。